

行政相談委員業務研究会について

東京行政相談委員協議会
東京行政評価事務所行政相談課

東京都内では、248人の行政相談委員が活躍しています(令和2年7月1日現在)。都内の行政相談委員が一堂に会するのが5月の全体会議と年明け2月の「行政相談委員業務研究会」(以下「研究会」という。)です。

研究会は、東京行政相談委員協議会(以下「東京地相協」という。)と東京行政評価事務所(以下「東京事務所」という。)との共催で、前半が講師を招いての講演、後半が演題に関連した班別懇談会の二部構成で、124人の委員の参加を得て令和2年2月17日に実施しました。

前半は、東京都総務局総合防災部防災計画課の統括課長代理から「令和元年台風第15号及び第19号等に伴う防災対策の検証結果の概要」について講演がありま

した。

後半の班別懇談会は、12班に分かれて「区市町村における風水害対策とその取り組み」について、各委員が事前に調べてきた担当の区市町村における状況をベースに活発な意見交換等を行い、その後、各班から懇談の概要の発表があり、盛況のうちに終わりました。

1 研究会テーマ選定の経緯

東京地相協では、研究会を開催するに当たり、研修部会がテーマ等の選定について意見交換をしています。研修部会は、部会長を筆頭に副部会長5人、部員12人のメンバーです。

元々、今回の研究会のテーマは、防災

関係で検討していたところ、令和元年9月に台風第15号(令和元年房総半島台風)が千葉県に、さらに10月には台風第19号(令和元年東日本台風)が伊豆半島に上陸し、東京都を通過した後、東北地方にも甚大な被害をもたらした大型台風を経験することになりました。

特に台風第19号では、東京都内で避難勧告等の避難情報の発令や避難所の開設などが行われましたが、避難所に想定以上の住民が押し寄せて収容できない事象や多摩川沿いの区市では洪水による被害が発生するなど、最大約187,000人が避難所に避難しました。

この台風では、避難所の問題のほか、いづどこに避難してよいのか分からないなど、防災広報の在り方も課題としてク

ローズアップされたことから、この2つの台風を経験した結果を基に区市町村における風水害対策について意見交換をすることになりました。

2つの台風を経験した後、翌年2月の研究会まで期間がありましたので、事前勉強として気象庁の見学も東京の地区ごとにグループ分けして組み込むこととしました。気象庁の見学は、予報現業室(天気予報を作成する部屋)と地震火山現業室(地震や火山を監視する部屋)を見学し、警報などの防災気象の発令や地震の速報などに24時間365日交代で従事する職員の活躍を目の当たりにしました。

2 東京都における風水害対策の検証

東京都では、台風第15号、第19号等によって「初動体制の整備」、「防災広報」などの課題が明らかになったことから、更なる強化を進めていく風水害対策を取りまとめ、令和元年11月29日に公表しました。

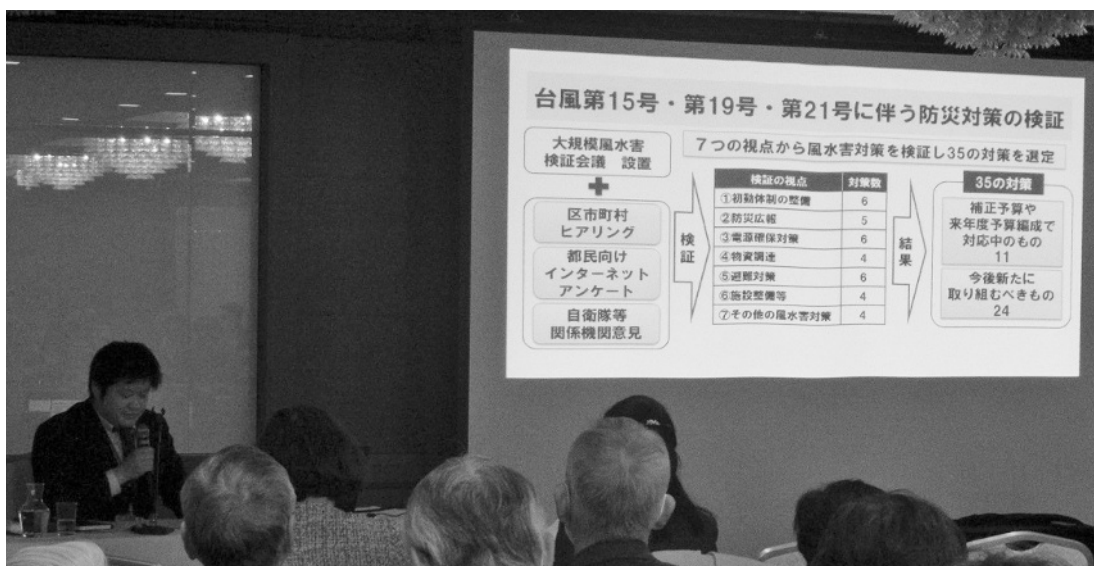
東京都は、区市町村及び自衛隊等関係機関からのヒアリング、都民向けのインターネットアンケートも併せて実施し、

表 台風第15号・第19号等に伴う防災対策の検証結果

視 点	主 な 課 題	主 な 対 策
①初動体制の整備	被害状況等の情報共有 計画運休への対応	・全区市町村にリエゾン派遣 ・計画運休時の出勤のあり方の新たなルール化を目指す
②防災広報	ダウンしないHP構築 様々なツールによる発信	・区市町村向けアクセス集中時の改善ガイドライン作成 ・チャットボット導入 ・民間防災アプリとの連携
③電源確保対策	スマホの充電環境整備 停電時の病院機能維持	・一時滞在施設等に充電器を配備 ・移動電源車の活用など、病院の電源確保策を検討
④物資調達	都備蓄品目の改善 孤立地域への輸送	・ブルーシート等必要な物資の事前確保 ・西多摩エリアにおける大型ドローンの実証実験
⑤避難対策	広域避難のあり方 安全な避難先の確保	・関係区市と広域避難に関する課題等を検討 ・都有施設を避難先として一層活用 ・指定緊急避難場所の早期指定の支援
⑥施設の整備・適切な維持管理	河川監視の強化 多摩川の樋門対策	・河川監視カメラの設置拡大 ・地元区との樋門の操作状況の共有 ・宅地側からの樋門操作の遠隔化を検討
⑦その他の風水害対策	マンション浸水対策 都営地下鉄の浸水対策	・マンション管理ガイドラインに風水害対策に関する取組を追加 ・地下鉄駅出入口の対策強化

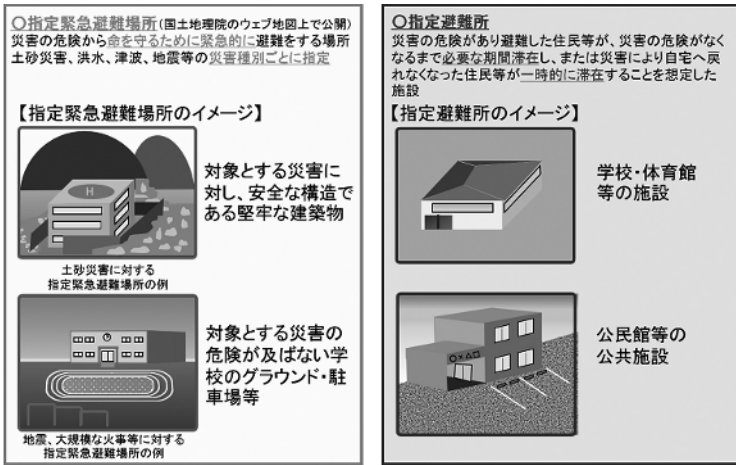
(注)東京都作成の講演資料に基づき東京事務所が作成した。

7つの視点で検証等を行い、主な課題や対策等を次表のとおり取りまとめています。



研究会では、この「令和元年台風第15号及び第19号等に伴う防災対策の検証結果の概要」について、まずは行政相談委員に向けて説明が行われました。

図 指定緊急避難場所と指定避難場所の違い



(注)国土地理院のホームページによる。

今回の講演の中で、災害対策基本法に規定されている、「指定緊急避難場所」(以下、「避難場所」という。)及び「指定避難所」(以下、「避難所」という。)について説明がありました。この「避難場所」と「避難所」の違いについては、講演に参加された委員から特に高い関心が寄せられましたので、改めてその概要を紹介いたします。

次図のとおり、避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をす

る場所で、土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定されています。

一方、避難所は、災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設です。

避難場所は、災害が収まるまでの間に避難する場所ですので、基本的には食料や水などの備えはありません。避難所は、自宅に代わって一定の期間避難生活する場所ですので、飲料水やトイレなどを備えています(東京消防庁の広報誌による)。

しかし、実際には、小中学校などは避難場所と避難所を兼ねていることも多いので、両者の区別はつきにくくなっています。

本稿をお読みになられた皆様は、これを契機として、今一度、お住まいの区市町村が作成したハザードマップなどの防災用地図を確認した方がよろしいのではないでしょうか。

日頃、避難場所や避難所を意識して使い分けていないこともあって、このような区別があることに今回の研究会で気がついた委員も少なくないようでした。

3 行政相談委員の班別懇談会

研究会後半の班別懇談会に向けては、行政相談委員各人に別紙のとおり「区市町村における風水害対策とその取り組み」について、担当区市町村における①特徴的な風水害対策等、②今回の台風を経て課題になったことや講じた対策等を事前に可能な範囲でまとめてもらうこととしました。

(別紙)

令和元年度 行政相談委員業務研究会
テーマ「区市町村における風水害対策とその取り組み」

※ 今回の台風等により自ら経験したことや地域における取り組み状況等について可能な範囲で記入下さい。

1 貴元の区市町村や地域における風水害対策等とその取組で特徴的なものがあつたら記入ください(ホームページ等からの情報でも結構です)。

例) ハザードマップの作成、掲載、Twitter等での情報発信
 避難マイン・タイムラインの普及、拡大、避難所の確保、運営方法、マニュアルの策定

2 貴元の区市町村や地域において、今回の台風等を機として、貴元への対応状況について課題となっていることやその対応について働き出していることなどがあつたら記入ください。

例) 防災行政無線が壊れている、避難所への避難者が多く、収容できなかつた、自治、共済

※ 記載欄が不足する場合は、資料等の添付に代えても結構です。

区市町村名: _____ 氏 名: _____

(注) ① 懇談会当日、班別懇談会の場に参加するため、各員でお持ちください。
 ② 班別懇談会終了後、本誌にこの情報を掲載いたします。

班別懇談会は、12の班に分かれて区市町村における風水害対策について意見交換しました。その中では情報伝達が大きくなり取り上げられ、防災行政無線が聞こえづらい、情報弱者である高齢者等への情報提供のあり方などについて議論しまし



発表に耳を傾ける

た。また、避難所が満員であったなど避難所の確保についても課題となり、意見交換が行われ、各班から取りまとめた内容の発表がありました。

発表の中には、①行政依存ではなく自助意識を高めることが大事、②従来、震災対策に偏っていた防災訓練に風水害を前提とした訓練も加える、③行政も情報の発信の仕方を工夫する一方、住民も必要な情報を選択して適切な避難行動に結びつけられるようにすべきなどの意見がありました

委員から提出された「区市町村における風水害対策とその取り組み」については、その内容を整理し取りまとめを行い、現在、関東管区行政評価局と東京事務所で行っている「災害時における情報通信の確保に関する調査」の参考にするとともに、避難所対策については、講演をしていただいた東京都総務局総合防災部防災計画課に情報提供し、今後の災害対策

4 研究会で委員から提出された意見等について



熱心に意見交換

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

令和2年7月16日
関東管区行政評価局

**「災害時における情報通信の確保に関する調査
－市町村防災行政無線を中心として－」を開始**

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題や課題を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自企画の調査（地域計画）を実施しています。
 令和2年7月から、関東管区行政評価局及び東京行政評価事務所が共同で、標記の調査を開始します。
 この調査は、昨年の台風被害等を踏まえて、災害時の重要な情報伝達手段である市町村防災行政無線設備の現状と国による支援の状況等の実態を把握するものです。

<本件照会先>
 総務省 関東管区行政評価局
 第5評価監視官 細矢
 (電話) 048-600-2331
 (FAX) 048-600-2338
 本報道資料は、関東管区行政評価局ホームページに掲載しています。
<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

のガイドラインの策定等の参考に資するよう依頼したところです。